

思永中学校温水プールへの水泳授業集約と管理負担軽減について (北九州市立思永中学校温水プール管理要綱の一部改正の概要)

1 思永中学校温水プール概要

平成21年4月にオープンした学校プール（屋内温水）

建築後51年を経過した思永中学校の全面改築を行う際に、屋内温水プールとして整備し、学校が授業で使用する以外の時間帯は、市民の利用に供する通年利用可能なプールとしたもの。

平成29年度より西小倉小学校の水泳授業は思永中学校温水プールで行っている。

2 管理要綱改正理由（令和7年1月30日改正済）

- (1) 集約校のプールの維持費が不要になること、天候に関わらず授業ができること等から、R7年度以降、思永中学校温水プールを近隣校と共同使用し、学校の水泳授業を順次集約する。

R6	西小倉小・思永中 (2校)	R7	日明小・到津小 追加(計4校)	R8	更に2校追加予定 (計6校)
----	------------------	----	--------------------	----	-------------------

- (2) 夏季の設備の運転負荷を軽減し、メンテナンスを充実するとともに、管理業者の夜間帯の人員確保を軽減するため、供用時間を短縮し、他の市立温水プールと休館日・供用時間を統一する。(7,8月無休、他の月は月曜日休館)

3 改正内容（管理要綱第1条関係別表第1）

- (1) 水泳授業使用校追加に対応する文言修正

	令和6年度まで(改正前)	令和7年度から(改正後)
別表第1 備考欄 (市民への供用時間)	思永中学校又は西小倉小学校	市立学校
	上記学校の授業日	16時～20時
	上記学校の授業日以外	10時～20時
【参考】 授業使用日(予定)	5～9月	5～10月

- (2) 7月及び8月の供用時間の変更及び要綱上の休館日の廃止

	7,8月		7,8月以外
	令和6年度まで (改正前)	令和7年度から (改正後)	改正なし
供用時間	10時～22時	10時～20時	10時～20時
休館日	毎週月曜日	なし※1	毎週月曜日

※1 改正前も7,8月は月曜日も開館していたため、実質休館日は変更なし

4 今後について

4 月 1 日の改正施行に向けて、3 月下旬から市政だよりやホームページで幅広く周知した上で、5 月中旬ごろから集約した学校授業での使用を開始する予定である。

北九州市立思永中学校温水プールの概要

1) 屋内温水プール整備の経緯

建築後 51 年を経過した思永中学校の全面改築に P F I 手法を導入し、平成 19 年度から令和 5 年度まで、施設の設計・建築から、その後の維持管理及び運営を民間事業者に一括して委ねていた。

全面改築を行う際に、思永中学校の温水プールに老朽化した勝山市民プール（屋外プール）の代替施設の役割を持たせ、学校が授業で使用する以外の時間帯は、市民の利用に供する、通年利用が可能な屋内温水プールとして整備された。

2) 施設概要

- (1) 所在地：北九州市小倉北区大門一丁目 5 番 1 号（思永中学校敷地内）
- (2) プール：メインプール 25m×7コース（水面積 350㎡）
幼児用プール （水面積 50㎡）
- (3) 駐車場：56 台（うち 2 台身障者用）
- (4) 供用開始：平成 21 年 4 月 1 日

3) 運営概要

◎市民利用

- (1) 利用期間：通年
- (2) 利用時間：1 月～6 月、9 月～12 月 10:00～20:00
7 月、8 月 10:00～22:00
※令和 7 年度からは、
10:00～20:00
(祝日・日曜日は 20 時 00 分まで)
※但し、5 月～10 月の学校利用日は 16 時 00 分から
- (3) 閉館日：年末年始、月曜日
※但し、月曜日が祝日の場合は、月曜日に開館し、火曜日を休館日とする。

◎学校利用

- (1) 利用期間：5 月～10 月
- (2) 利用時間：平日 8 時 50 分から 15 時 40 分まで
- (3) 利用校：令和 6 年度 西小倉小、思永中
令和 7 年度 西小倉小、日明小、到津小、思永中
令和 8 年度 上記 4 校に加え 2 校追加予定

北九州市立思永中学校温水プール管理要綱新旧対照表

新				旧			
別表第1				別表第1			
供用日	供用時間	備考		供用日	供用時間	備考	
7月及び8月を除く月の曜日（その日が休日の日に当たるときは、その翌日）及び12月の9日から翌年の1月3日までの日を除く日		1 略 2 市立学校が授業で使用する日は、供用時間の「午前10時」を「午後4時」とする。 3 略		1 7月及び8月の曜日（その日が休日の日に当たるときは、その翌日）及び12月の29日から翌年の1月3日までの日を除く日	1 7月及び8月午前10時から午後10時まで（休日及び日曜日は午後8時まで） 2 1以外の月午前10時から午後8時まで	1 略 2 思永中学校又は西小倉小学校が授業で使用する日は、供用時間の「午前10時」を「午後4時」とする。 3 略	

北九州市立思永中学校温水プール管理要綱

北九州市立思永中学校温水プール使用料条例（平成20年北九州市条例第64号。以下「条例」という。）及び北九州市立思永中学校温水プール管理規則（平成21年北九州市教育委員会規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、北九州市立思永中学校の温水プール（以下「プール」という。）を市民の使用に供する際のプールの管理に関し必要な事項を次のとおり定める。

（供用日等）

第1条 プールの供用日及び供用時間は、別表第1のとおりとする。

（入場の制限）

第2条 教育長は、次の各号の一に該当する者に対しては、入場を拒み、又は退場を命ずることができる。

（1） めいていしている者

（2） 他人の迷惑となるおそれがある物品又は動物の類を携帯している者

（3） 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

（4） 暴力的な不法行為等を行うおそれがある者

（5） その他管理上支障があると認められる者

（使用許可申請の受付）

第3条 使用の許可申請は、6ヵ月先までを限度として受付ける。ただし、教育長が特に必要があると認めたときは、6ヵ月以上1年以内において受付けることができる。

（使用の申請）

第4条 規則第3条の規定によりプールの使用の許可を受けようとする者で、次の各号の一に該当するものは、プール使用許可申請書（第1号様式）を提出しなければならない。

（1） 専用又は団体で使用しようとする者

（2） 使用料の全部又は一部の免除を受けて使用しようとする者

2 プールの使用の許可を受けようとする者で、前項各号に掲げる者以外のは、使用料を納入し、使用券（第2号様式）の交付を受けるものとする。

（使用の許可）

第5条 前条第1項の規定により申請した者に使用を許可したときは、プール使用許可書（第3号様式）を交付する。

2 前条第2項の規定により使用券の交付を受けた者は、使用の許可を受けた

ものとする。

3 規則第4条の規定に基づく使用許可の取り消し等の条件について、使用許可を行ったのちに、その使用が暴力団を利するおそれがあることがわかった場合、北九州市暴力団排除条例（平成22年北九州市条例第19号）に基づき、使用団体が暴力団等に属していないか、福岡県警察に照会を行うものとする。

4 前条の照会については、教育長は市長を通じて、福岡県警察に照会を行うものとする。

5 照会により、暴力団であることが判明したときは、使用許可を取り消し、既納の使用料は返還しない。

（使用の条件）

第6条 教育長は、管理上必要があると認めるときは、条件をつけて使用を許可することができる。

（賠償責任）

第7条 規則第4条の規定に基づく使用許可の取消し等により使用者が受けた損害については、教育委員会は賠償の責めを負わない。

（使用料の不返還）

第8条 条例第4条の規定により使用料を返還することができる場合及び返還の率は別表第2のとおりとする。

2 使用料の返還を受けようとする者は、北九州市思永中学校温水プール使用料返還申請書（第4号様式）を教育長に提出しなければならない。

（使用料の減免）

第9条 条例第3条の規定により、使用料の全部又は一部の免除を受けて使用しようとする者は、施設使用料減免申請書（第5号様式）に必要書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、別表第3の（1）、（5）及び（6）の区分に該当する者はこの限りではない。

2 使用料を減免する場合及びその減免の率は、別表第3のとおりとする。

3 別表第3の（5）及び（6）の規定により、使用料の一部の免除を受けて使用しようとする場合、その者につき1日1回を限度として、使用料を免除する。

（使用者の守るべき事項）

第10条 使用者は次の事項を守らなければならない。

（1） 許可なくして物品の販売をしないこと。

（2） 定められた場所以外で火気を使用しないこと。

（3） 許可を受けたプール以外を使用しないこと。

（4） 許可なくして特別の設備をし、又は造作を加えないこと。

(5) 使用を終えたとき又は規則第4条の規定に基づく使用の許可の取消し若しくは使用の停止を受けたときは、直ちに原状に回復して職員の検査を受けた後に返還すること。

(6) 使用する権利を譲渡し、若しくは転貸し、又は許可目的以外の目的に使用しないこと。

(職員の立入り)

第11条 使用者は、職員が職務上立ち入るときは、これを拒むことができない。

(損害賠償)

第12条 使用者がプールの施設又は設備を滅失又はき損した場合において、原状回復ができないときは、教育委員会の認定に基づき、その損害を賠償しなければならない。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

別表第 1

供用日	供用時間	備考
月曜日（その日が休日の日に当たるときは、その翌日）及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く日	1 7月及び8月 午前10時から午後10時まで（休日及び日曜日は午後8時まで） 2 1以外の月 午前10時から午後8時まで	1 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。 2 思永中学校又は西小倉小学校が授業で使用する日は、供用時間の「午前10時」を「午後4時」とする。 3 教育長が特に必要があると認めるときは、供用日及び供用時間を変更することができる。

別表第 2

返還する場合	返還する率
(1) 使用者の責任によらない理由により使用できないとき	100分の100
(2) 使用者が使用の目前10日までに使用の取り止めを申し出た場合で相当の理由があるとき	100分の80
(3) 使用者が使用の目前5日までに使用の取り止めを申し出た場合で相当の理由があるとき	100分の60
(4) その他使用者が使用の中止を申し出た場合で相当の理由があるとき	100分の40

注) 回数券、定期券の購入者が払い戻しを申し出た際、相当の理由があると認めるときは、当該利用券の残存額に応じた額を返還する。

別表第 3

区 分	減免の割合
(1) 市が主催して行う事業又は行事のために使用するとき	10割
(2) 国及び他の普通地方公共団体が主催して行う事業又は行事のために使用するとき	10割
(3) 市と共催により使用するとき	10割
(4) 市の後援により使用するとき	5割
(5) 市内に在住の者で、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は身体障害者手帳の交付を受けた者が使用するとき。(当該手帳を提示して使用の承認を受けた場合に限る。)	共用使用料の10割
(6) 市内に在住の者で、65歳以上のものが使用するとき。(公的機関が発行した住所、氏名、及び生年月日が確認できる証明書(運転免許証、健康保険被保険者証、マイナンバーカード、年長者施設利用証等)を提示して使用の承認を受けた場合に限る。)	共用使用料の7割 ただし、減免後の使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数も免除する。
(7) その他市長が特に必要があると認めるとき	市長が相当であると判断する割合

注) 療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は身体障害者手帳の交付を受けた者(障害の程度が1級から4級までの者に限る。)が使用するときの付き添い人の使用料は、当該手帳の交付を受けた者と同一に取扱うものとする。

第 2 号様式（第 4 条関係）

（表面）

使用券	
対象者	かえりのじかん
思永中学校温水プール 北九州市教育委員会	まで

（裏面）

注意事項 1. かえりの時間を必ず確認してください。 2. 使用時間の 2 時間とは、準備・片付け・着替え等を含む 2 時間です。 3. 使用時間を過ぎて退場されるときは超過使用料金をいただきます。 4. この券は退場の時に係員に必ず返却してください。
